

保育料の

10月1日から

無償化がはじまりました！



近年、子育てをしながら共働きをする夫婦世帯が増えており、子育て世帯層が住みやすい町にするためには、子育て支援の充実が重要となっています。

そのため、町では子育て支援対策として、令和2年10月1日より、3歳未満の児童の保育料も無償化することに決定しました。これにより、既に無償化されたクラスを合わせると、1歳児から5歳児までの全てのクラスの保育料が無償化となりました。

なお、短時間認定で延長保育を利用する場合の延長保育料や一時保育料、保育に係る道具のように実費徴収されていたものについては、無償化の対象外となります。

保育料無償化までの流れ

実施年月	対象クラス	
H29年4月	5歳児以上	町独自施策
H30年4月	4歳児	町独自施策
R1年10月	3歳児～5歳児	子育て支援法改正
R2年10月	3歳未満児	町独自施策

★ **町内の保育所の全クラスが無償化に!** ★

令和3年度保育所入所児童の募集についての申請方法などの詳しい内容については、今後のおしらせばんに掲載しますので、ご覧ください。

保育所でできること!

● 延長保育

就労等の状況により保育時間内に子どもを送って行けない、迎えに行けない場合に時間を延長してお預かりします。保育短時間認定の児童が対象となります。

	利用区分	時間帯	保育料
延長①	午 前	7:30~8:30	1回100円(月額上限1,000円)
延長②	午後1種	16:30~17:30	1回100円(月額上限1,000円)
延長③	午後2種	17:30~18:30	1回100円(月額上限1,000円)

● 一時保育(有料)

満1歳以上の就学前児童で次のいずれかに該当する場合、一時的に保育します。

- ①保護者の勤務形態・就労等により、断続的に家庭での保育が困難となる場合
→〔非定期的保育サービス 原則週3日以内〕
- ②保護者の疾病、出産、介護、冠婚葬祭等で、緊急一時的に保育が必要となる場合
→〔緊急保育サービス 原則月7日以内〕
- ③保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担の解消及びその他の私的理由により家庭での保育が困難になる場合
→〔私的理由保育サービス 原則月2日以内〕
【保育時間】 8:30~16:30

ほかにも

子育てを応援するため、
さまざまな支援等があります!



● ブックスタート

新生児を対象に、親とゆっくりと触れ合えるようなファーストブックにふさわしい絵本をプレゼントします。

● 子宝祝金

出産を祝うとともに親の経済的負担を軽減するため、要件に該当する場合に、第1子に10万円、第2子に20万円、第3子以降に30万円が支給されます。

● 子ども医療費助成事業

0歳~18歳の健康保険が適用になる医療費が無料です。

● 子ども一時預かりサービス事業(有料)

「子育ての手助けをしてほしい人」(依頼会員)と「子育てのお手伝いをしたい人」(協力会員)が会員として登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

保育所等への送迎や預かり開始時間前や終了時間後に子どもの預かりや冠婚葬祭時の預かり等の子育てに必要な援助を受ける、又は支援を行うことができます。
料金は次のとおりです。



午前7時から午後7時まで (月曜日~金曜日)	1時間あたり 600円
上記時間外(午後9時まで) (月曜日~金曜日)	1時間あたり 800円
土曜日、日曜日、祝日及び 年末年始(12/29~1/3)	1時間あたり 800円

※複数の子どもを預ける場合は、2人目以降は半額とします。

※援助活動に必要な子どもの食事代やおむつ代等は、依頼会員が負担します。

※利用料金の助成制度があります。

問い合わせ:保健福祉課福祉係 84-7010